

○真岡市工場立地法準則条例指導要綱

平成27年3月16日

告示第17号

改正 平成28年3月31日告示第67号

平成30年3月23日告示第64号

(目的)

第1条 この要綱は、真岡市工場立地法準則条例（平成27年条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、特定工場が緑地及び環境施設（以下「緑地等」という。）を整備するにあたり留意すべき事項を定めることにより、周辺環境に配慮した工場立地を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）及び条例の定めるところによる。

(適用対象者)

第3条 この要綱の適用を受ける者（以下「対象者」という。）は、条例第3条に規定する対象区域において、同条の規定する面積率を適用し、法第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の規定による届出（以下「法に規定する届出」という。）をする者とする。

(整備基準)

第4条 対象者は、法第4条第1項第1号の緑地等を整備するときは、次の各号に規定する事項に留意しなければならない。

- (1) 条例第3条に規定する面積率を適用し緑地等を新設する場合は、当該面積率に相当する緑地等を特定工場敷地内の周辺部に配置すること。
- (2) 条例第3条に規定する面積率を適用し、既存の緑地等を減少させる場合において、特定工場の周辺に住宅地があるときは、当該住宅地に面した当該特定工場の敷地内に緑地等を残置するなど、特定工場が発する騒音、振動等が当該特定工場周辺の環境に及ぼす影響を減少させるための対策を行うこと。
- (3) 条例第3条に規定する面積率を適用し、既存の緑地等を減少させる場合において、特定工場敷地の道路に面した敷地内には、緑地等を残置すること。
- (4) 特定工場敷地内に、市が整備した緑地帯がある場合は、これを保全すること。

(5) 他法令等による規制又は用地の売買契約上の制限がある場合は、当該規制又は制限を優先し緑地等を配置すること。

2 対象者は、前項各号に規定する留意事項について、あらかじめ、別表に掲げる本市の関係各課との協議を行わなければならない。

(届出)

第5条 対象者は、法に規定する届出に併せ、緑地等に関する届出書（別記様式）を市長に届け出なければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年告示第67号）

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年告示第64号）

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

開発行為に関すること	建設部都市計画課
林地開発に関すること	産業部農政課
市が整備した緑地帯に関すること	産業部商工観光課
騒音・振動等公害防止に関すること	市民生活部環境課

別記様式（第5条関係）

緑地等に関する届出書

年 月 日

真岡市長

様

届出者

印

担当者

電話番号

真岡市工場立地法準則条例指導要綱第5条の規定により、工場内における緑地等の整備について次のとおり届け出ます。

1. 緑地等を新設する場合

緑地	
施設番号※	面積 (㎡)

緑地以外の環境施設	
施設番号※	面積 (㎡)

2. 緑地等を減少させる場合

緑地	
施設番号※	面積 (㎡)

緑地以外の環境施設	
施設番号※	面積 (㎡)

3. 関係各課との協議結果及び指導事項

関係各課	協議結果及び指導事項

※施設番号は、工場立地法の届出における緑地及び緑地以外の環境施設の施設番号

(添付資料) 緑地等を減少させる場合、減少前と減少後の緑地等の配置図

別記様式（第5条関係）